

メガソーラー事業 事業者募集要領

## 1 目的

この要領は、市(以下、「本市」という。)が、処分場において官民連携により実施する太陽光発電事業に関し、大規模太陽光発電施設(以下「メガソーラー」という。)を設置し発電事業を行う事業者の募集について必要な事項を定めたものである。

## 2 事業概要

- (1) 事業の場所  
貸付面積 m<sup>2</sup> (法面含む)  
地目 山林  
太陽光パネル設置可能面積 約 ha  
都市計画区域 都市計画区域外

(2) 位置図(別図 参照)

(3) 求積図(別図 参照)

(4) 事業期間

本事業に係る期間は、工事着手の日から設備を解体し原状に復するまでとする。  
なお、本事業に係る期間のうち発電事業を実施する事業期間(発電事業期間)は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第3条第3項に規定する調達期間(電気の供給が開始された日から20年間)とする。

## 3 担当事務局

本募集についての担当事務局は下記のとおりとする。

市 課

住所：〒

電話番号：

FAX 番号：

E-mail：

## 4 事業実施に係る条件

- (1) 原則として、平成 年度中に発電事業を開始すること。

(2) 土地の賃貸借契約に関すること

- ① 事業者は上記の貸付面積をメガソーラー発電の用途以外に使用しないこと。  
なお、貸付面積は図面等をもとに算出した概算の面積である。貸付料の基となる契約面積については別図[ ]の範囲とするが、事業者の費用負担により、当該範囲の実測を行い、貸付面積を確定すること。
- ② 事業用地の貸付料の1㎡単価は年額[ ]円以上とし、事業者の提案の額とする。  
貸付料の年額は実測により確定した面積に事業者提案の1㎡単価を掛けた額とする。  
貸付料の支払いは、毎年4月30日までに一括して支払うこと。使用期間が1年に満たない年度については、日割り計算した額を一括先払いすること。
- ③ 事業者は、国の設備認定及び電気事業者の接続検討回答の後、速やかに本市と土地賃貸借契約を結ぶものとし、土地の貸付期間は工事着手の日から20年までとする。なお、本事業に係る期間のうち20年を超える期間については、本市との協議により貸付期間を更新するものとする。
- ④ 事業者の管理範囲は、別図[ ]の赤色着色部とする。  
なお、法尻に雨水排水用土側溝（別図[ ]参照）（以下、「土側溝」という。）がある箇所は、当該土側溝を含め事業者の管理範囲とする。
- ⑤ 事業用地は現状のまま引き渡しを行う。除草や整地が必要な場合は事業者の費用負担において事業者自ら実施すること。

(3) 土地の性状、施工、付随物の取扱いに関すること

- ① 本事業用地は一般廃棄物最終処分場であり、沈下のおそれがある。本市では、不等沈下への対応等、事業期間中の事業用地の使用に関する一切の責任は負わないものとする。
- ② 本市では地耐力調査は実施しない。施工において必要な場合は、事業者自らが実施すること。
- ③ 太陽光発電設備の施工方法については指定しない。ただし、遮水工やガス抜き管等埋立処分場の設備の機能を損なうことのないよう施工すること。施工においては、本市の承諾を得たうえで行うこと。
- ④ 事業用地内における増加荷重は、20 kN/㎡以下とすること。
- ⑤ 事業用地内のボーリング調査は原則不可とする。
- ⑥ パネル基礎等の設置に伴う掘削に当たっては、掘削深度に配慮すること。
- ⑦ 施工に伴い、処分場の浸出水水質に影響を与えないこと。
- ⑧ パネルの設置に当たっては、パネルに降った雨水が速やかに土側溝に排水できるよう考慮すること。その他、事業用地内の雨水の地下浸透量を少なくする方法

を考慮すること。

- ⑨ 土側溝は事業者の計画に応じて付け替えることができることとする。なお、付替えに当たっては、既存土側溝及び別図■■■■の標準断面図を参考とし、付替え前に平面図・断面図を作成して本市の承諾を得ること。
- ⑩ 施工中に廃棄物が露出した場合は、事業者の責任において処理すること。

#### (4) 事業開始後に関すること

- ① 事業者は、毎月の発電量実績及び年度毎の事業収支の状況を本市に報告すること。発電量実績については、本市が公表することを認めること。
- ② 事業者は、本市の環境教育・学習等による市民等への見学に対して、積極的に協力すること。
- ③ 事業者は、排水処理施設の維持管理業務等本市が事業用地内に立ち入って行う業務に対して、支障のないように対応すること。
- ④ 事業者は、事業用地内の土側溝泥上げ、法面整正、草刈り、剪定など、事業を実施するうえで必要となる管理を行うこと。特に土側溝については、常に流水機能が確保された状態としておくこと。
- ⑤ 発電事業期間終了後、事業者は発電設備を撤去し、土地を原状回復したうえで返還すること。なお、本市との協議により、発電事業の継続を認める場合もある。
- ⑥ 災害による被災等、止むを得ず事業を途中で中止せざるを得ない場合においても、事業者は自らの費用負担により発電設備を撤去し、土地を原状回復したうえで返還すること。

#### (5) その他

- ① 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。また、■■■■市の■■■■  
■■■■条例の手続きが必要となるので、遺漏なく行うこと。
  - ・関係法令
    - 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
    - 廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
    - 市の■■■■条例
- ② 施工及び設備の維持管理業務の一部を下請けに出す場合は、■■■■市内に本社（本店）を有する企業に優先的に行わせるよう配慮すること。

## 5 事業者募集等の日程

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 現地見学申し込み | 平成●年●月●日 (●) から●月●日 (●) |
| (2) 現地見学     | 平成●年●月●日 (●)            |
| (3) 質問の受付    | 平成●年●月●日 (●) から●月●日 (●) |
| (4) 質問の回答    | 平成●年●月●日 (●)            |
| (5) 提案書等受付   | 平成●年●月●日 (●) から●月●日 (●) |
| (6) 審査       | 平成●年●月下旬から●月中旬          |
| (7) 審査結果通知   | 平成●年●月下旬                |
| (8) 協定締結     | 平成●年●月                  |

## 6 応募資格

- (1) 応募者は、事業用地内においてメガソーラー事業を実施することができる能力を有する法人または複数の法人で構成する連合体とする。
- (2) 連合体で応募する場合、連合体を構成する法人の中から代表者を選定し、その代表者が応募及び事業に必要な諸手続等を一貫して担当すること。また、連合体の構成者の役割分担を明確にすること。
- (3) 連合体で応募する場合、その構成者は、本事業に応募参加する他の連合体の構成者となることはできない。また、その構成者は、別途単独での応募参加もできない。
- (4) 応募者は、●●市内に本店または支店若しくは営業所を有すること。連合体の場合は、代表者が●●市内に本店または支店若しくは営業所を有すること。
- (5) 応募者は、日本国内において、過去に発電出力●●kW以上の太陽光発電施設の設置若しくは運営の事業の実績を有すること、または現在具体的に発電出力●●kW以上の太陽光発電施設の設置若しくは運営に着手していること。連合体で応募する場合、構成者のいずれかが、日本国内において、過去に発電出力●●kW以上の太陽光発電施設の設置若しくは運営の事業に参画した実績を有すること、または現在具体的に発電出力●●kW以上の太陽光発電施設の設置に着手している事業に参画していること。
- (6) 応募者は、次のいずれにも該当しないこと。連合体での応募の場合、その構成者の全てが次のいずれにも該当しないこと。
  - ① 企画提案書の受付開始日から審査結果の通知の日までの間に、本市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項に定める指名停止の処分を受けている者

- ② 市入札契約暴力団等排除要綱（平成 年 月 日市長決裁）別表各号に該当する者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立中若しくは更正手続中、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中若しくは再生手続中または破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立中若しくは破産手続中である者
- ④ 市税を滞納している者

## 7 募集要領の配付

### (1) 配付の期間

平成 年 月 日 ( ) から 月 日 ( ) まで  
土曜日、日曜日及び祝日を除き、正午から午後 1 時までを除く午前 9 時から午後 5 時まで

### (2) 配付の場所

担当事務局 市 課

## 8 現地見学の実施

以下のとおり現地見学を実施する。参加希望者は次により事前申し込みをすること。指定期日以外の見学はできない。

なお、現地見学への参加の有無は、応募に必要な条件ではない。

### (1) 見学の日時

平成 年 月 日 ( ) 午後 時から午後 時

### (2) 見学にあたっての留意事項

- ① 現地集合とし、1 事業者あたり 4 人以内とする。
- ② 見学時に個別質疑は受け付けない。質疑については、次項「質問書の受付及び回答」により行う。

### (3) 申し込み方法

① 提出書類 現地見学申込書（様式 1）

② 受付期間

平成 年 月 日 ( ) から 月 日 ( )

持参する場合、土曜日及び日曜日を除き、正午から午後 1 時までを除く午前 9 時から午後 5 時まで。FAX による場合、最終日の午後 5 時まで。

③ 提出方法

担当事務局へ持参あるいはFAX

## 9 質問書の受付及び回答

本募集要領に関する質疑は下記により行う。ただし、質問書の提出者は、応募の意  
志がある者に限る。また、質問事項は、企画提案書（様式3）の作成にあたって不明  
な事項に限る。

### （1）質問書の受付

① 提出書類 質問書（様式2）

② 受付期間

平成■■■年■■■月■■■日（■■■）から■■■月■■■日（■■■）

土曜日、日曜日及び祝日を除き、正午から午後1時までを除く午前9時から午後  
5時まで

③ 提出方法

担当事務局へ持参

### （2）質問書に対する回答

質問書に対する回答は、担当事務局の掲示板に掲示する。

回答日 平成■■■年■■■月■■■日（■■■）午後■■■時

## 10 応募の受付

本事業への応募を希望する事業者は、下記の書類を提出すること。

### （1）提出書類

① 企画提案書（様式3）

② 法人の概要（様式4）（連合体の場合は構成する全ての法人について）

【添付書類】

- ・法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）（3ヶ月以内のもの）
- ・■■■市税に未納がないことを証明する書類
- ・事業報告書（最新決算年度のもの）
- ・貸借対照表及び損益計算書（直近3期のもの）

③ 誓約書（様式5）

④ 事業実施体制説明書（様式6）



(3) 審査基準

事業提案を審査する際の基準は概ね以下のとおりとする。

項目	内容	配点
事業の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電事業の十分な事業実績・運営能力を有するか(他地域でのメガソーラーの設置箇所数、発電出力、発電実績、計画段階か実施済みか、今回提案と同等以上の実績があるか等)。</li> <li>・太陽電池(ソーラーモジュール)及びパワーコンディショナーは、既に運用実績のある機材を採用する等、性能や信頼性を考慮し、適正に設定されているか。</li> <li>・処分場の維持管理に支障しない施工方法か。</li> <li>・土側溝の排水性向上や、雨水の地下浸透量が減少する等、処分場の維持管理に貢献する工夫があるか。</li> <li>・災害による被災等、止むを得ず事業を途中で中止せざるを得ない場合に対する、発電設備の撤去と土地を現状回復する費用の措置が適切に計画されているか。</li> </ul>	25
地域貢献等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工の一部を下請けに出す場合、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>市内に本社(本店)を有する企業に実施する配慮がされているか。</li> <li>・施工時以外に、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>市内に本社(本店)を有する事業者の活用や雇用創出の配慮がされているか。</li> <li>・市民等に対する環境教育の啓発に資する具体的な提案がされているか。</li> <li>・本市の再生可能エネルギーの普及促進のための具体的な提案がされているか。</li> <li>・その他、本市にメリットのある提案がなされているか。</li> </ul>	25
事業用地貸付料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案金額</li> </ul>	50

(4) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、          月下旬を目途に書面により通知(連合体で応募した場合は、代表者に通知)する。
- ② 選定されなかった事業者は、書面により非選定理由についての説明を求めることができる。

## 1 2 審査結果の公表

選定委員会における審査の内容は非公開とするが、内定者のみ企業名等を示し、提案概要等を本市ホームページで公表する。

## 1 3 基本協定及び事業協定並びに土地賃貸借契約の締結

選定委員会の審査結果に基づき、最優秀企画提案者と事業化に向けた基本的事項を定めた基本協定を締結する。基本協定締結後、事業者において事業実施に向けた手続き等を進め、国の設備認定及び電気事業者の接続検討回答の後、本市と事業実施に必要な事項を定めた事業協定並びに土地賃貸借契約を締結する。

ただし、契約締結までの間に当該事業者に事故等があり、契約締結が不可能となった場合は、選定委員会の定める一定基準以上の者の中で、次点の提案者と契約について協議することがある。

## 1 4 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 「6 応募資格」の(5)②及び③に該当することが判明した場合
- (3) その他、本募集要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

## 1 5 留意事項

- (1) 提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的に使用することはできない。

- (2) 提出書類の取扱い

提出された企画提案の著作権はその応募者に帰属するが、提出されたすべての書類は返却しないものとする。また、提出された書類は、応募者に無断で応募資格の確認、提案の内容審査及びその結果の公表以外の目的に使用しないものとする。ただし、■■■■市情報公開条例（平成■■■■年■■■■市条例第■■■■号）に基づき、公開する場合がある。

- (3) 審査結果に対する苦情

応募者は、審査結果に対して苦情を申し立てることはできない。

- (4) 費用の負担

応募に関して必要な費用は応募者の負担とする。

(5) 送電の系統連系

送電の系統連系に係る電力会社への申し込みは事業者が行うこと。

(6) 作成に用いる言語等

本企画提案の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法による。

メガソーラー事業 基本協定書

市 (以下、「甲」という。) と 市 (以下、「乙」という。) とは、 事業について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、本市の 処分場を活用して大規模太陽光発電施設を設置・運営する事業 (以下、「本事業」という。) を行うため締結する。

(協定の位置づけ)

第 2 条 協定は、本事業における甲及び乙の役割等の基本的合意事項について定めるとともに、契約締結までの期間において必要な事項について定める。本事業の実施にかかる権利義務については別途、事業実施に必要な事項を定めた事業協定及び土地賃貸借契約を締結することで発生するものとする。

(役割分担)

第 3 条 甲は、本事業の用に供する土地 (以下、「事業用地」という。) として市有地を乙に貸し出す。乙は甲から事業用地を借り受け、乙の企画提案書に基づいて甲が設定する貸付料の他、電柱等必要な設備を設置するための土地使用料等を甲に支払うとともに、事業用地において大規模太陽光発電施設の建設、運営を行う。

(事業用地)

第 4 条 事業用地は、 処分場 ( ) 内の土地とする。乙が使用する事業用地の範囲は、 事業者募集要領 (以下、「募集要領」という。) で示した管理範囲 (以下、「管理範囲」という。) を基本とし、管理範囲の詳細な区画と面積については、乙による現況測量の結果を基に、甲乙協議のうえ確定するものとする。

(事業の契約)

第 5 条 乙は、国の設備認定及び電気事業者の接続検討回答の後、速やかに本市と事業協定及び土地賃貸借契約を締結するものとする。

(事業期間および土地の賃貸借期間)

第 6 条 乙は、原則として平成 年度中に本事業による発電を開始するものとし、本事業の事業期間は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号) 第 3 条第 3 項に規定する調達期間 (電気の供給が開始された日から 20 年間) とする。ただし、甲と乙の協議により、甲が継続を認める場合もある。

2 事業用地の賃貸借期間は、設置工事着手の日から設備を解体し原状に復するまでとし、賃貸借契約の具体的な内容については、契約締結までに別途協議し定めるものとする。

(貸付料)



第13条 乙は、第11条に定める準備を行った結果、以下の事由に該当し、事業の実施が困難であると乙が判断した場合は、甲と協議のうえ協定を解除することができる。

- (1) 電気事業者との系統協議において、接続を拒まれた場合、計画発電量を下回る接続制限を要求された場合、想定を大きく上回る連系負担金が提示された場合及び協議中に固定買取価格の変動があった場合
- (2) 乙が実施する地耐力調査の結果、地耐力が著しく低いために太陽光発電設備の設置に適さない区域が広範囲にわたる場合
- (3) 災害による被災等やむを得ない場合

(解除の効果)

第14条 第12条及び前条に基づき協定が解除された場合、協定は、すべての当事者との関係において終了する。

- 2 第12条及び前条により協定が解除された場合、甲は選定委員会の審査で次点順位者となった事業者と新たに協定を締結することができる。
- 3 協定が解除された場合、事由の如何を問わず甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用はそれぞれの負担とし、互いに請求しない。

(契約の地位の譲渡、変更等の禁止)

第15条 乙の構成員は、甲の事前の承認がない限り、協定の地位を第三者に対して譲渡し、又はその他の処分をしてはならない。

- 2 乙は、甲の事前の承認がない限り、連合体の構成を変更してはならない。

(疑義の決定等)

第16条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し、これを定める。



メガソーラー事業 事業協定書

市 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、  
処分場を活用した大規模太陽光発電施設を設置・運営する事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、本市の 処分場を活用して大規模太陽光発電施設を設置・運営する事業 (以下、「本事業」という。) の実施に必要な事項を定めるため締結する。

(事業協定の位置づけ)

第2条 この協定は、本事業の実施にあたっての甲及び乙の役割や権利義務などの具体的な取り決め事項について定める。なお、土地賃貸借に伴う権利義務については別途、土地賃貸借契約を締結することで発生するものとする。

(事業に係る期間)

第3条 本事業に係る期間は、工事着手の日から設備を解体し原状に復するまでとする。  
2 乙は、原則として平成26年度中に発電事業を開始するものとし、本事業に係る期間のうち発電事業を実施する事業期間は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) 第3条第3項に規定する調達期間 (電気の供給が開始された日から20年間) とする。ただし、甲と乙の合意により事業期間を変更することができる。

(土地賃貸借契約の締結)

第4条 甲は乙の代表事業者と別途、土地賃貸借契約を速やかに締結する。

(事業の速やかな実施)

第5条 乙はこの協定の締結後、可能な限り速やかに太陽光発電所を建設し運転を開始するよう努めるものとする。

(事業実績の報告)

第6条 乙は、甲に対し毎月の発電量実績及び年度毎の事業収支の状況を報告するものとする。乙は、発電量実績について甲が公表することを予め認める。

(募集要領等の遵守)

第7条 甲及び乙は、本事業の遂行にあたり、メガソーラー事業 事業者募集要領、同要領に基づく乙の企画提案書の記載内容を遵守しなければならない。なお、内容

に相違があった場合の優先順位は、本契約、募集要領、乙の企画提案書の順番のとおりとする。ただし、甲と乙の合意による場合は、この限りでない。

#### (事業の継続)

第8条 乙は第3条の期間の間、事業を安定的に継続できるよう努めなければならない。

2 乙は、甲の事前の承認がない限り、連合体の構成を変更してはならない。

3 次に掲げる事由が発生したときには、乙はその事由に該当する構成員の地位を甲の承認を得て速やかに他の構成員又は第三者に引き継がなければならない。

(1) いずれかの構成員にかかる以下の申立て（自己申立てを含む。）がなされたとき

ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て

イ 会社更生法第17条に基づく更生手続の申立て

ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て

(2) いずれかの構成員について、手形取引停止処分がなされたとき。

(3) 乙の構成員のいずれかが正当な理由なく本事業を放棄したと認められるとき。

#### (協定の解除)

第9条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

(1) 乙が本協定に違反し、甲が催告したにも関わらず是正しないとき

(2) 乙が■■■■市入札契約暴力団等排除要綱（平成■■年■■月■■日市長決裁）別表各号に該当したとき

2 乙は、災害による被災等止むを得ず本事業を途中で中止せざるを得ないと乙が判断した場合、甲と協議のうえ本協定を解除することができる。

3 本協定を解除した場合の貸付料の精算、有益費の請求権の放棄、損害賠償および原状回復の扱いについては、乙の代表事業者と締結する土地賃貸借契約書に定める。

#### (関連施設の設置)

第10条 乙は、太陽光発電施設を設置する範囲外の甲の敷地内に、本事業のための電柱、支線、その他の関連施設（以下、「関連施設等」という。）の設置が必要な場合は、甲と協議のうえ設置するものとする。

2 関連施設等の設置に対する貸付料は■■■■市公有財産規則で定められた内容を準用して算定するものとし、支払方法その他の扱いについては乙の代表事業者と締結する土地賃貸借契約書に定める。

#### (環境教育・学習等)

第11条 乙は、甲の環境教育・学習等による市民等の見学に対して、積極的に協力しなければならない。

#### (地域貢献)

第12条 平成25年度に甲が実施した本事業の事業者募集における乙の企画提案書の「地域

貢献等に関する提案書」に基づき、乙は本事業で各年度の想定発電量を超えた場合は、その超えた部分の売電収益の■%を「地域貢献金」として甲に寄付し、甲は再生可能エネルギーの普及促進と地域経済の活性化につとめることで、甲乙は一層連携し本事業に取り組むものとする。

2 各年度想定発電量は別表のとおりとする。

3 各年度想定発電量を超えた場合、乙の甲への寄付は、当該年度の翌年度の4月30日までに行うものとする。

(基本協定の扱い)

第13条 本協定の締結に伴い、甲と乙が締結した■メガソーラー事業基本協定書の効力は終了する。

(疑義の決定)

第14条 本協定に疑義あるときは甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲乙は、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ甲及び乙の代表事業者が原本各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

市  
代表者

乙  
(代表事業者)

代表者

(構成員)

代表者

## 土地賃貸借契約書

貸付人 ████████ 市 (以下「甲」という。) と借受人 ████████ (以下「乙」という。) とは、██████ 処分場を活用した大規模太陽光発電施設を設置・運営する事業を行うにあたり、██████ 処分場における太陽光発電事業に関する協定書 (以下「事業協定書」という。) に基づき、次の条件により土地賃貸借契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲が乙に貸付する土地 (以下「貸付物件」という。) は、太陽光発電施設の設置のための敷地およびその範囲外に設置する関連施設等の敷地とし、次のとおりとする。

所在地 ████████████████████

地 目 山林

- (1) 太陽光発電施設の設置のための敷地 ████████ m<sup>2</sup>  
範囲は別図 ████████ のとおり。
- (2) 関連施設等の敷地  
位置は別図 ████████ のとおり。

(使用目的)

第2条 乙は、貸付物件を太陽光発電事業 (以下、「本事業」という。) の用途に使用するものとし、他の用途に使用できないものとする。

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、本事業の工事着手の日から20年間とする。

- 2 別途締結する事業協定書第3条第1項に定める本事業に係る期間のうち20年を超える期間については、貸付期間を更新するものとする。

(貸付料及び支払方法)

第4条 太陽光発電施設を設置するための敷地の貸付料は年額 ████████ 円とする。

- 2 関連施設等の設置に係る貸付料は ████████ 市公有財産規則第 ████████ 条の ████████ 及び公有財産事務取扱要領 ████████ を準用して定める金額とする。
- 3 前2項の貸付料は、貸付が1年に満たない場合は、365日を分母とする日割り計算とし、乙は甲の会計年度ごとに、甲が発行する納入通知書により毎年4月30日までに甲に一括して納入するものとする。ただし、第3条に定める期間のうち、平成 ████████ 年度の貸付料については、甲の発行する納入通知書の納入期限までに甲に一括して納入しなければならない。



(貸付料の精算)

第10条 甲が前条の定めにより本契約を解除した場合には、乙は、貸付物件を原状に回復し甲に返還する日までの貸付料を甲に支払うものとする。当該年度の貸付料が納入済みである場合は、甲は当該年度の返還日の翌日以降の貸付期間にかかる貸付料を返還する。ただし、各敷地の当該の貸付料の合計額が千円未満の場合には、この限りでない。

(有益費の請求権の放棄)

第11条 乙は、本契約が終了したとき又は第9条の定めにより本契約が解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責に帰すべき事由により貸付物件を滅失し、又はき損したときは、その賠償の責に任ずるものとする。

2 第9条の定めにより本契約が解除された場合、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責任を負わないものとする。

(原状回復)

第13条 乙は、本契約を終了するにあたっては、貸付物件を原状に回復した上で返還するものとする。

2 乙は、第9条の定めにより本契約が解除された場合においても、自己の負担において貸付物件を原状に回復し、甲の指定する日までに返還するものとする。

(疑義の決定)

第14条 本契約に疑義あるときは甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(合意管轄)

第15条 本契約に関する一切の紛争は、          地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

甲乙は、本契約書2通を作成し、記名押印のうえ甲及び乙が原本各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

市

代表者

乙

代表者

代表者

発電事業企画提案募集要領

## 1 事業の目的

において、埋立てが完了した廃棄物最終処分場の上部空間（以下「埋立跡地」という。）の有効活用を図るとともに、再生可能エネルギー利用の普及促進と環境・エネルギー関連産業の振興、及び地域におけるエコタウンを目指すため、そのシンボリックな施設として、大規模な太陽光発電施設（メガソーラー）を設置する。

## 2 募集概要

### (1) 募集する内容

募集する企画提案の内容は、におけるメガソーラー発電事業のための企画、資金調達、設計、建設及び管理運営等とする。

### (2) メガソーラー発電事業の概要

#### ① 事業を行う主体

メガソーラー発電事業のための企画、資金調達、設計、建設及び管理運営等を行う主体が明らかになっていること。

なお、応募者自らがこれらを行うことを基本とする。

#### ② 設置場所

資料—1 現地の位置図

資料—2 現地の航空写真

メガソーラー発電事業を行う場所として県が提供するの、廃棄物の埋立てを完了した最終処分場で、次のすべて若しくは一部とする。

- ・ ①
- ・ ②
- ・ ③
- ・ ④
- ・ ⑤

合計： 約  $\text{m}^2$

土地の組み合わせは、次の3通りとする。

A： ①+②+③+④

B： ①+②+③+④+⑤

C： ⑤のみ

なお、埋立跡地の東側半分（面積：約 m<sup>2</sup>）については、平成  
年 月以降に利用が可能となる。

資料－ 3 設置場所の現況写真

資料－ 4 事業地の区画図

なお、設置場所に係る土地の使用は、県との賃貸借契約による。

### ③ 発電規模

発電規模は応募者の提案による。

### (3) 契約期間

メガソーラー発電事業を行う期間は応募者の提案による。ただし、土地の賃貸借契約の期間は10年以上20年以内とする。なお、この期間は県と、埼玉県と事業の契約を取り交わした者（以下「事業者」という。）との協議により更新することができる。

### (4) 条件等

- ① 土地使用料は、年額 円/m<sup>2</sup>とする。
- ② 賃貸借契約を締結するにあたっては、土地使用料の1年分の額を契約保証金として納入すること。この契約保証金は、契約終了時に更地で土地が返却されたことを確認した上で事業者に戻す。ただし、この間の利息は付さない。
- ③ 設置場所は法に基づき管理する廃棄物最終処分場（「最終処分場」以下同じ）である。メガソーラー発電事業を実施するにあたり、県が関係法令等に基づき実施する廃棄物最終処分場の維持管理に支障を及ぼす行為を行わないこと。また、廃棄物最終処分場の管理及び点検等のために県の職員等が随時事業敷地内に立ち入れるようにすること。なお、県が事業敷地内を立ち入るため、感電防止等の安全対策を講ずること。
- ④ 設置場所は埋立が完了した廃棄物最終処分場であることに留意すること。県は不等沈下や埋立ガスなどによるメガソーラーの損害その他事業期間中の設置場所の使用に関する一切の責任を負わないものとする。
- ⑤ メガソーラーの設置及び管理にあたっては、と協議するとともに、最終処分場の設備等に損害を与えないよう十分注意すること。万が一損害が生じた場合は、事業者の責任において速やかに原状復帰すること。
- ⑥ 掘削限度は整地された地盤表面から1m以内とする。
- ⑦ 埋立跡地にある施設については、次のとおり留意するものとする。
  - ア 排水路（U字溝及び埋立地西側堰堤の素掘りの排水路）片側に空地を幅3m設け、管理用車両の通行を確保すること。

イ

入口から管理用車両の通行を確保すること。

ウ 最終処分場管理用温度計、ガス抜き管、観測井戸

人が作業を行えるようにすること。

- ⑧ 埋立跡地は、適宜除草し、清潔を保つものとする。なお、除草剤は使用しないこと。
- ⑨ メガソーラー発電事業を行う用地（以下「事業地」という。）は現状のまま引き渡しを行う。樹木等の伐採や整地が必要な場合は、事業者の費用負担において事業者自らが実施する。
- ⑩ 電気事業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法等の関係法令を遵守すること。
- ⑪ 事業地の面積は、CADデータ上での面積計算とする。ただし、事業者により実測を行い面積の特定をし、それをもって契約面積とすることは可能である。
- ⑫ 県における太陽光発電の普及啓発に資する施設として、設置場所に見学施設（見学台及び発電量の表示板等）を設置すること。また、県内内のに、太陽光発電の学習啓発に関するパネル・展示物・パンフレット等を作成・設置すること。なお、これらパネル等の維持管理に係る費用は事業者の負担とする。
- ⑬ 発電量実績を毎年度、県に報告すること。
- ⑭ メガソーラーは、事業終了時に事業者の負担と責任において撤去すること。
- ⑮ 最終処分場の管理上、地下水や浸出水等に異常などが認められた場合には埋設物（廃棄物）を掘り起こすことがある（処分場を開設した平成年からこれまでの間は一度もない）。この際に生じるメガソーラーの移設等に係る費用の負担割合は県と協議のうえ決定する。
- ⑯ 電力容量は、「電力品質確保に係る系統連係技術要件ガイドライン」による。なお、事業決定後、東京電力と詳細の系統連系の協議を行った結果、提案と異なる電力容量となった場合は、理由書を添えて県と協議すること。
- ⑰ 土地の引き渡しの日から1年を超えない範囲内で県が指定する日までに、メガソーラーを設置し、事業を開始すること。  
ただし、特別の事由がある場合は、1年を超えない範囲において県と協議のうえ、指定日の変更を認める。
- ⑱ 事業者が設置した施設に賦課される公租公課は、事業者において負担すること。
- ⑲ 事業者が賃貸借契約に定める義務を履行しない場合には、契約を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により土地を速やかに原状回復し、返還すること。

(5) 留意事項

企画提案書作成に当たり、埋立地に係る必要な資料は可能な限り提供するので、申し出ること。

3 スケジュール

- |               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| (1) 募集開始日     | 平成●年●月●日 (●)                      |
| (2) 現地説明      | 平成●年●月●日 (●)                      |
| (3) 質問受付      | 平成●年●月●日 (●)<br>～●月●日 (●) 16:00まで |
| (4) 企画提案書受付日  | 平成●年●月●日 (●)～●月●日 (●)             |
| (5) プレゼンテーション | 平成●年●月下旬 (予定)                     |
| (6) 事業者の決定    | 平成●年●月下旬～●月上旬 (予定)                |
| (7) 賃貸借契約の締結  | 平成●年●月 (予定)                       |
| (8) 土地の賃貸借    | 平成●年●月～ (予定)                      |

(メガソーラーの設置は、契約日から1年以内(平成●年●月まで))

4 応募資格

- (1) 応募者は、次の要件全部を満たす企業又は複数の企業等で構成する連合体とする。
- ① 設置場所においてメガソーラー発電事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していること。
  - ② 日本国内に本社を有すること。
- (2) 複数の企業等で構成する連合体による応募の要件は次のとおり。
- ① 応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人等(以下「代表企業」という。)をあらかじめ定めること。また、連合体の構成員の役割分担を明確にすること。
  - ② 原則として提案施設の所有及び管理の主体を一元化すること。
- (3) その他、次の①～⑤のいずれにも該当しない企業 (応募者が連合体であるときは、その構成員の全てが該当しないこと)
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定(一般競争入札に参加させないことができる事由など)に該当する者
  - ② 次の申立てがなされている者

- a 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
- b 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
- c 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
- ③ 〇〇県における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けている者
- ④ 法人税及び埼玉県の県税の滞納者
- ⑤ 次に該当する者
  - a 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
  - b 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

## 5 現地説明

希望する者に対し現地説明を実施する。

## 6 質疑応答の方法

この募集要領及び現地説明会での説明内容に関する質疑は、次により受付するものとする。

- (1) 提出書類 〇〇県発電事業企画提案募集質問書（様式1）
- (2) 受付期間 「3 スケジュール（3）」のとおり
- (3) 提出方法 電子メール  
件名：「(企業名・提出日) 〇〇県発電事業に関する質問」
- (4) 提出先 〇〇県 〇〇課 〇〇課  
E-mail：〇〇〇〇〇〇
- (5) 回答 質疑については、〇〇課のホームページにおいて、企業名等を伏せて掲載する。  
〇〇課のURL：〇〇〇〇〇〇

## 7 企画提案書の提出

### (1) 受付時間及び提出方法

- ① 受付日時 「3 スケジュール(4)」の間(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)  
9時から16時まで
- ② 提出方法 持参による。
- ③ 提出先 [REDACTED]  
〒 [REDACTED]

### (2) 提出書類

- ① [REDACTED]発電事業企画提案書(様式2)
- ② 企画提案の概要(様式3)
- ③ 事業実施計画(様式4)
- ④ 施設整備費(別表)
- ⑤ 公共への還元、その他(様式5)
- ⑥ 法人登記簿謄本(3か月以内のもの)
- ⑦ 最新決算年度の事業報告書
- ⑧ 法人税及び[REDACTED]県の県税に未納がないことの証明書
- ⑨ 貸借対照表(直近3期)
- ⑩ 損益計算書(直近3期)
- ⑪ 利益処分計算書及び附属明細書(直近3期)

※⑥～⑪については、構成する企業全てを添付すること。

### (3) 提出部数等

原本1部、写し1部を提出すること。

## 8 審査方法等

### (1) 審査方法

企画提案書に基づき[REDACTED]県が第一次審査(書類審査)を行い、[REDACTED]県が設置する『[REDACTED]発電事業者検討委員会』が、応募者によるプレゼンテーション方式により第二次審査を行う。第二次審査における検討結果を参考に、埼玉県が事業契約の相手方を決定する。

### (2) 審査基準

事業提案を審査する基準は概ね次のとおりとする。

審査項目	審査内容
事業の遂行	①経営が安定しており、運営能力があるか。
事業計画	①事業規模は適切か。 ②経営計画の実現性、確実性はあるか。 ③事業スケジュールは適切か。 ④施工方法、維持管理方法、安全対策等は適切か。
公共への還元	①地元貢献として何を行うのか。 ②その他、公共への還元となるものはあるか。
その他	①県のエネルギー政策、エコタウン構想のPRになるか。 ②環境学習に対する寄与はあるか。

## 9 事業契約の相手方の決定

〇〇県は、『〇〇県発電事業者検討委員会』の審査結果を参考に、事業契約の相手方を決定する。結果については、それぞれの応募者に対し書面により通知するものとする。

また、設置場所に係る賃貸借契約は、別途締結する。

なお、内定者が辞退、もしくは内定を取り消された場合には、次順位の応募者を内定とし、繰り上げ内定となった応募者に通知を行う。

## 10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 「4 応募資格」に該当しないことが確認された場合
- (3) その他、不適格と〇〇県が判断した場合

## 11 留意事項

- (1) 〇〇県からの提示資料の取扱い

〇〇県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

- (2) 提案書類に係る著作権の取扱い

提案書類に係る著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業に係る場合に限り、〇〇県は提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。

なお、提案書類は返却しない。

- (3) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

- (4) 複数の提案の禁止

応募は1点とし、複数の提案を行うことはできない。

(5) 系統連系

本提案募集に電力会社は関与していない。系統連系について、[REDACTED]電力株式会社への申込は事業者が行うものとする。

12 担当窓口

[REDACTED] 県 [REDACTED] 課 [REDACTED]

〒 [REDACTED]

E-mail : [REDACTED]

電話 [REDACTED] ファクス [REDACTED]

## 〇〇〇〇県 廃棄物最終処分場における太陽光発電事業 の実施に関する契約書

〇〇〇〇県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇県（以下「乙」という。）は、甲が管理する廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）において、乙が行う大規模太陽光発電事業（以下「発電事業」という。）の実施について、次のとおり契約を締結する。

### 第1章 基本的事項

#### （総則）

- 第1条 甲又は乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を相手方の同意を得ることなく他に漏らしてはならない。ただし、法令に基づき甲又は乙が公開を義務付けられる情報を開示する場合はこの限りでない。
- 2 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾又は解除は、書面により行わなければならない。
- 3 この契約の履行に関して用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 4 この契約における期間については、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

#### （関係書類の遵守等）

- 第2条 甲及び乙は、この契約に定めるもののほか次の関係書類に準拠するとともに、発電事業の公益性及び民間事業としての趣旨を尊重し、誠意をもってこの契約を履行しなければならない。
- 一 〇〇〇〇県 発電事業基本協定
- 二 〇〇〇〇県 発電事業企画提案募集要領
- 三 〇〇〇〇県 発電事業企画提案書
- 四 〇〇〇〇県 発電事業者検討委員会提出資料

#### （権利義務の譲渡等）

- 第3条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは転貸し、担保その他の権利の用に供し、又は承継させてはならない。ただし、この契約書で定める場合、又はあらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### （住民説明等）

- 第4条 乙は、この事業に関連して行われる住民説明において、甲と共同して事業内容等を説明するとともに、住民の意見を尊重した事業運営に努めるものとする。



たときは、契約保証金を還付するものとする。

3 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

(損害の分担)

第11条 乙は、発電事業地が処分場の上部空間であることに留意し、発電施設の設置、管理又は除却に当たっては、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、発電事業地の不等沈下又は埋立廃棄物に起因して生じたガスなどによって発電施設へ損害が生じてもその責を負わない。

3 乙は、前項の規定による損害が発生したときは、直ちに甲に報告するとともに、乙の責任において発電施設を原状回復するものとする。

4 甲は、発電施設を設置する処分場に係る地下水、浸出水又は設備に異常が生じたときは、埋設廃棄物を掘り起こすことがある。この場合、乙は甲が行う調査その他工事の円滑な実施に協力するものとする。

5 前項の場合に生じる発電施設の移設、廃止、設置その他に係る経費の負担については、甲乙協議の上、決定する。

(企画提案項目の履行)

第12条 乙は、次の事項については、第7条で定める期間中、乙の費用負担により誠実に履行しなければならない。

一 発電事業地における年間発電量の■■■分の■■■に1キロワット時当たり■■■円を乗じた額(1,000円に満たない額は切り捨てる。)を太陽光発電施設が稼働している間、■■■又は■■■が指定する団体に寄附すること。

二 ■■■を、■■■に寄附すること。寄附する台数は■■■台とし、乙は当該■■■のメンテナンスを行うこと。

三 発電施設及びそれに付随する施設の建設(以下「この工事」という。)においては、可能な限り地元企業へ依頼すること。

四 発電事業の運営に係る工事及びメンテナンスにおいては、可能な限り地元企業へ依頼すること。

五 発電事業の運営期間中、発電量表示用のホームページを作成し、リアルタイムの発電量や累計の発電量等を閲覧可能にすること。

六 発電事業地に、見学台を設置するとともに、リアルタイム発電量や累計の発電量等を掲示できる屋外型の表示パネルを設置しメンテナンスを行うこと。

七 ■■■に発電量の表示パネルや太陽光発電の学習啓発に関するパネル、展示物、パンフレット等を備え付け、施設見学者に対する啓発の用に供すること。

八 甲の要請に応じ、見学者対応のために発電施設を案内するための講師を派遣すること。

2 乙は、前項第1号で規定した寄附金については、年間発電量が確定した時から、2か月以内に甲と協議の上、履行すること。

- 3 乙は、第1項第2号で規定した施設の設置については、契約後速やかに[ ]と協議の上、履行すること。
- 4 乙は、第1項第6号で規定した見学台については、発電事業の開始までに設置すること。なお、安全面に十分に留意した構造にするとともに、事故などが発生しないよう管理に当たり留意すること。
- 5 第1項の各号において、乙の責に帰さざる事由により履行が困難になった場合は、甲と乙で協議の上、乙は対応策を実施すること。

(現状変更の承諾)

第13条 乙は、発電施設の設置及び運営に関し、発電事業地の土地の形状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(用地の返還)

- 第14条 乙は、第7条で定める賃貸借の期間の終了日までに、発電事業地に存する工作物等を安全に解体、撤去し、更地にして返還しなければならない。
- 2 乙は、前項の返還にあたり、土壤汚染その他必要な検査を行ない、土壤汚染等があった場合は、必要な措置を行い、原状に復さしめなければならない。ただし、甲の承諾を得た構築物については、解体、撤去を行わないことができるものとし、契約開始日前から既に土壤汚染等が存することが証明された場合にあっては、乙は当該土壤汚染等について責を負わないものとする。
  - 3 乙は、第1項の解体、撤去及び検査計画書を作成し、賃貸借期間終了日の1年前までに甲に提出し承認を得なければならない。
  - 4 乙は、第1項の解体、撤去及び第2項の検査を終了したときは、その結果を甲に報告し承認を受けなければならない。
  - 5 甲は前項の報告書を受領したときは、その日から30日以内に作業の完了を確認するための検査を行わなければならない。甲は、当該検査の結果、施設用地が原状に復していると認めるときは、その旨を乙に通知しなければならない。
  - 6 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指定する期間内に補正の作業を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。

(制限物権の設定等)

第15条 甲は、発電事業地に存する工作物等に制限物権を設定した金融機関その他の第三者に対し、乙の賃借権の転貸又は譲渡を認めない。

### 第3章 事業の実施

#### (施設の建設・運営)

- 第16条 乙は、発電事業地において、第2条各号に規定する書類及び第21条第1項に規定する施工図面（以下「設計図書」という。）に従い発電施設を設置し、当該施設を自ら所有し、設計図書で定める発電事業を運営するものとする。
- 2 乙は、発電事業地が関係法令に基づき管理する処分場であることを踏まえ、発電事業を実施するに当たり、甲が関係法令等に基づき行う維持管理を妨げてはならない。
  - 3 乙は、電気事業法（昭和39年法律第170号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令及び処分場に関する国のガイドラインを遵守するものとする。
  - 4 発電事業に関する苦情等は乙の責任において誠実に対応するものとし、発電事業地には乙の連絡先を明示しなければならない。
  - 5 乙は、処分場の管理及び点検等のために甲又は甲の指定する者が随時発電事業地に立ち入れるようにするとともに、感電防止等の安全対策を講じること。
  - 6 乙は、発電事業地のフェンスなどの境界構造物を適切に管理し、みだりに人が立ち入れないよう安全を確保するとともに、適宜除草するなど発電事業地の良好な環境を維持するものとする。なお、除草剤など埋立地の土壌環境に影響を及ぼす化学物質等を使用してはならない。
  - 7 乙は、発電事業地の引き渡しの日から1年を超えない範囲で甲が指定する日までに、発電施設を設置し、事業を開始するものとする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を超えない範囲において乙は甲と協議の上、指定日の変更を認めるものとする。

#### (工程表等)

- 第17条 乙は、この工事に着工する前までに設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

#### (設計図書の変更)

- 第18条 乙は、必要があると認めるときは、あらかじめ甲に協議して設計図書を変更することができる。ただし、処分場の維持管理に支障が生じる場合はこの限りでない。

#### (工事の留意事項)

- 第19条 乙は、採掘限度として整地された地盤表面から1メートル以上の掘削をしてはならない。ただし、処分場の覆土が2メートルに満たない地点は掘削してはならない。
- 2 乙は、排水路（U字溝及び[REDACTED]の排水路）に沿って、幅3メートル以上の管理用通路を設置するものとする。
  - 3 乙は、甲の研究施設への出入りを可能とするため、幅3メートル以上の管理用通路

を設置するものとする。

- 4 乙は、甲が処分場管理用温度計、ガス抜き管、観測井戸の作業も継続して行うことができるよう、この工事にあたり留意するものとする。
- 5 乙は、この工事に際しては、甲と十分に協議することとする。

(工事の中止)

第20条 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）により、この工事の安全性が確保できないと認められる場合には、甲乙協議の上、この工事の全部又は一部の施工を一時中止するものとする。

(工事の検査等)

- 第21条 乙は、この工事に当たっては、甲に施工図面を提出し、その確認を得てこの工事に着工するものとする。
- 2 甲は、この工事の期間中において、必要により工事の検査を行うことを乙に請求することができるものとし、乙は甲の検査に協力しなければならない。
  - 3 乙は、この工事を完成させたときは、その旨を甲に連絡をし、甲の承認を得なければ発電事業を開始することはできない。
  - 4 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに乙の立合いの上、施工状況及び安全面の確認を行うものとする。
  - 5 乙は、前項の確認で甲に指摘を受けた場合は、直ちに補修して再度甲の確認を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を当該施設の完成とみなして事業を開始することができる。

(運営期間内の設置替え等)

第22条 乙は、運営期間内に設備の陳腐化、法規制の変更などの理由により、施設・設備の設置替え等が必要となった場合、甲と協議し、その承認を受けた後、設置替え等を行うものとする。なお、これにより乙は契約期間の延長等の利益を得るものではない。

(契約の更新)

第23条 乙は、この契約に定める事業条件を適正に遵守している場合に限り、この契約の更新を申し出ることができる。なお、新たな契約期間及び契約内容は甲が定めるものとする。

#### 第4章 責任分担、事業の継続が困難になった場合の措置及び契約の解除

(法令の変更等による事業の終了)

第24条 「行政認可、税制等の重大な法令の変更」、「急激なインフレーション等の物価変動」、「震災、大災害等の不可抗力」等により、発電事業の継続が困難となったときは、甲又は乙の申し出により、甲と乙とで協議の上事業を終了させることができる。

2 前項の場合、乙は、第14条の規定に準拠して、施設を解体、撤去し、甲に発電事業地を返還し、第8条第1項の賃料につき、発電事業地の返還までの日割り計算により算出した額を甲に支払うものとし、甲は乙に対して損害賠償その他の請求を行わないものとする。

(甲の指示等による発電事業の中断又は規模の縮小)

第25条 処分場の適正な管理を進めるに当たり、甲の指示や甲と乙の協議により発電事業の中断や発電規模の縮小が生じたときは、乙は、甲の責に帰すべき事由により生じた損害に限り、乙に生じた損害の賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合、甲と乙は損害賠償額や負担割合について協議するものとする。

(物価の急激な変動)

第26条 予期することのできない特別の事情により、この契約の期間内に日本国内において急激なインフレーション等の物価変動により、第8条第1項に定める賃料が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、賃料の額の変更を請求することができる。

(甲の解除権)

第27条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、6か月以上事業を中断し、又は事業を実施する見込みがないと認められるとき。
- 二 この契約書の規定に違反し、この契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- 三 法令の規定に違反し、改善の見込みがないと認められるとき。
- 四 破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の手続の開始を求める申立てがなされたとき。
- 五 手形取引停止処分がなされたとき。
- 六 次のいずれかに該当するとき
  - イ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「法律」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（法律第2条第2号に指定する暴力団（以下「暴力団」という。））又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

七 発電施設を撤去しなければ、甲が法令に基づく処分場の適正な管理を確保できないとき。

2 甲が、前項第1号から第6号の規定によりこの契約を解除した場合には、第10条第1項の契約保証金は甲に帰属するものとし、甲は、この契約の解除によって被った損害を乙に請求することができる。

3 甲が第1項第1号から第6号の規定によりこの契約を解除した場合、乙は、第14条の規定に準拠して、施設を解体、撤去し、甲に発電事業地を返還し、第8条第1項の賃料につき、発電事業地の返還までの日割り計算により算出した額を甲に支払うものとする。

4 甲が第1項第7号の規定によりこの契約を解除した場合は、甲と乙は以後の措置について協議するものとする。その場合において、乙は、甲と協議の上損害の割合を確定し、乙に生じた損害の賠償を甲に請求することができる。

(用地の引渡しの不備に基づく措置)

第28条 乙が正当な理由なく、発電事業地に存する建物、工作物等の解体、撤去若しくは施設用地の原状回復、又は第14条第6項の作業の補正を行わず、施設用地の引渡し期限内に完了しないと認められるときは、甲は、乙に代わって施設の解体、撤去又は施設用地の原状回復を行うことができる。

2 前項の場合においては、乙は、甲が行う施設の解体、撤去又は施設用地の原状回復の措置に異議を申し出ることができず、また、甲の措置に要した費用を負担し、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第29条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合、乙は、当該解除によって乙に生じた損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、発電事業の継続により得ることが期待できた利益は、この限りでない。

## 第5章 その他

(第三者に及ぼした損害)

第30条 この契約に基づく事業の実施に関して、第三者に損害を及ぼしたときは、乙

がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(連帯保証)

第31条 [REDACTED] (以下「丙」という。)は、甲に対し、この契約に基づく乙の債務を保証し、乙と連帯してこれを履行することを約する。

(連帯保証人の変更等)

第32条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、連帯保証人の変更又は追加を求めることができる。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第33条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者(暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報をしなければならない。

(情報開示)

第34条 甲は、この契約に係る適正な予算執行を期するため、必要がある判断したときは、乙に対し会計計算規則(平成18年法務省令第13号)に定める貸借対照表及び損益計算書の提出を求めることができ、乙は当該資料を提供するものとする。

(公租公課)

第35条 乙は、設置した施設に賦課される公租公課については負担するものとする。

(管轄裁判所)

第36条 この契約に関する紛争については、[REDACTED]地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(定めのない事項等)

第37条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、契約当事者が協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 [Redacted]  
[Redacted] 県

[Redacted] 県 知 事 [Redacted]

乙 [Redacted]  
[Redacted]

[Redacted]

乙連帯保証人 丙 [Redacted]  
[Redacted]

[Redacted]